

中国における企業統治に関する法制度の位置付け 基調報告

中国政法大学 教授 江 平

名古屋大学法学研究科 外国人特別研究員 虞 建新(訳)

私の発言は、シンポジウムの「基調」を明らかにするというほどのものではない。これから展開されるシンポジウムにおける議論には、いかなる「基調」もない方がよいからである。私はここでは、中国の「会社法」の実施過程における問題について、3点ほど取り上げたいと思う。

第一は、中国会社法の企業統治に関する規定のうち、どの規定を強行規定として位置付け、どの規定を任意規定に位置付けるべきかである。中国会社法の立法趣旨からして、会社法に関する規定は強行規定であるべきことが強調されている。しかし私は、企業統治に関する規定については、より多くの任意規定を置いた方がよいと考えている。

中国会社法の企業統治に関する規定は、以下の3点に限って強行規定であるべきである。すなわち、会社の意思決定機関、法定代表者および意思決定機関の権限である。これらは任意規定とするべきではない。これに対し、株主や取締役会の意思自治の権限を拡大するという観点から、CEOを設置するか否か、取締役会の構成員を何人にするか、議決の手順をどのようにするか、といったことに関する規定は、任意規定であったほうがよいと考える。

第二は、監督機関の位置付けについてである。中国の会社法は取締役会中心主義を取っており、取締役会に多くの権限が与えられているがゆえに、会社の監督メカニズムをいかに強化するかはきわめて重要な問題である。

数年前に、私は王保樹先生とともに、日本の早稲田大学で開催された日中韓会社法のシンポジウムに参加した。皆さんが共に関心を寄せた課題の一つは、いかに会社の監督メカニズムを強化するかということであった。中国では、国有企業から株式会社への組織変更の過程において、多種多様な監督メカニズムが用いられてきた。企業の財務会計監査制度、監査特派員派遣制度、国有資産管理部門による監査役派遣制度、共産党委員会による監督制度および従業員代表大会による監督制度などである。

近時、独立取締役による監督制度の導入をめぐる議論が繰り広げられている。私は多元的な監督メカニズムを並存させるよりも、一元的な監督メカニズムの強化に力を入れた方がよいと考

える。会社法における現行の監査制度は、日本や台湾の会社法制から学んだものである。当面のところ、私は依然として法律および実務の側面から監査役会の権限を強化し、監査役会の監督メカニズムの増強に力を入れるべきであると主張したい。

第三は、会社の経営管理に関わる紛争への司法機関の介入についてである。中国では、かつて会社機関をめぐる紛争解決に対しては、行政による裁量的な手段を用いるのが一般的であった。しかし、行政機関の裁量権が弱まってきている今日においては、会社機関をめぐる紛争が生じた場合、司法機関の介入がなければ、機関運営が麻痺状態に陥ることになりがちである。

実務においてはこのような事態がすでに多発している。たとえば、株主総会招集権をめぐる、“北大方正集団株式会社”や“高新株式会社”に生じた紛争案件を、裁判所はすでに受理している。しかしこれは、司法機関による紛争解決の始まりに過ぎない。ほかに、国際仲裁委員会による仲裁を通じて、紛争解決を図るという場合もある。中国法には、英米法のように、裁判所が差止命令を発令するというインジャンクション（injunction）の制度がない。

最近、興味深い判例を見つけた。ある英属の島で、株主間に紛争が起きて、会社運営が困難な状態に陥った。裁判所は、管財人を指名し、その人に会社業務管理を任せるといった判決を言い渡した。わが国において裁判所がこのような命令を下す制度を導入した場合には、中国にある既存の外国単独出資企業の資産所有権の帰属性も、裁判所からのこのような命令によって変更されるのであろうか。それとも、やはり会社の董事会が決議してはじめて変更されることになるのであろうか。いずれにせよ英米法には、非常に優れた管財人（receiver）の制度がある。すなわち、株主間の紛争が起きて会社経営が麻痺状態に陥った場合に、裁判所は、会社の蒙る損害を最小限にとどめるために、会社管財人を指定することができる。わが国もこのような制度を大いに参考にしつつ、司法機関による会社紛争への介入を強化するべきであろう。

以上要するに、今後中国会社法を改正する際には、企業統治に関する規定については、以下の3点が重要であり、ここに力を入れるべきである。すなわち、 任意的規定の割合を増加させ、一元的な監督メカニズムを強化し、そして 司法機関による会社管理への介入を強化することである。